

青梅市地域福祉総合計画

第5期青梅市地域福祉計画

青梅市重層的支援体制整備事業実施計画

青梅市再犯防止推進計画

青梅市成年後見制度利用促進基本計画

第9期青梅市高齢者保健福祉計画・青梅市介護保険事業計画

青梅市認知症施策推進計画

第6期青梅市障害者計画、第7期青梅市障害福祉計画、第3期青梅市障害児福祉計画

青梅市地域福祉総合計画 概要版

青梅市

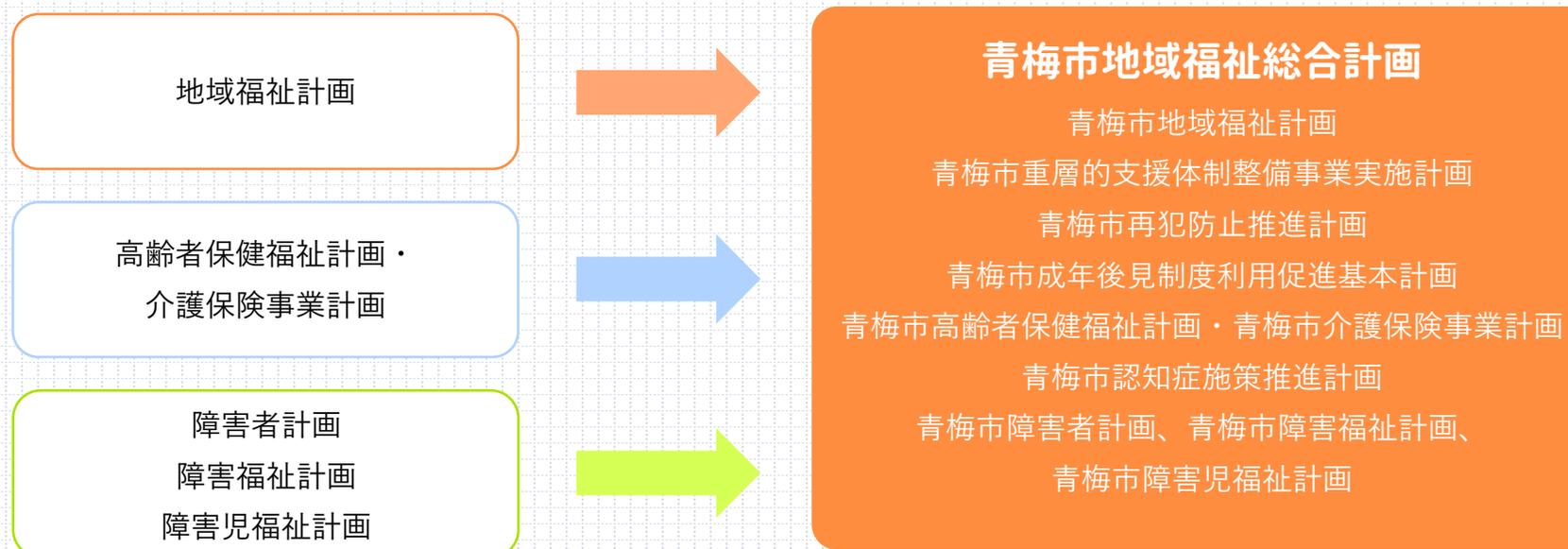


青梅市地域福祉総合計画の策定に当たって

策定の背景・趣旨

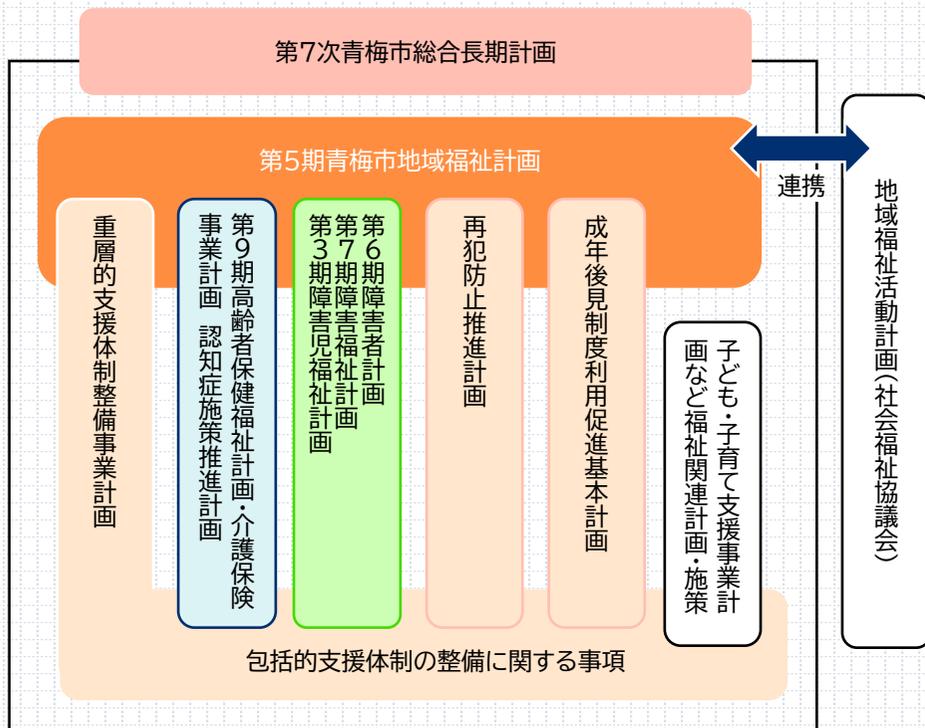
今日の地域福祉を取り巻く環境は、少子高齢化による人口減少、地域社会や経済活動の担い手不足などの社会環境の急速な変化に伴い、地域でのつながりの希薄化や人々の価値観およびライフスタイルの変化などを背景に、8050問題やダブルケアなど、複雑化・複合化した福祉課題が増加しています。また、地域における支援ニーズも多様化しており、地域で課題を解決していくためには、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現が求められています。

青梅市では、平成16年に青梅市地域福祉計画を策定し、これまで改定を重ねながら地域福祉の推進に取り組んでまいりましたが、このような状況を踏まえ、全ての人々が住み慣れた地域で暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことのできる「地域共生社会」の実現を目指すため、この度「地域福祉総合計画」を策定いたしました。



計画の位置づけ

この「地域福祉総合計画」は、複雑化・複合化する福祉課題に対し、各福祉分野が今まで以上に横断的に施策を実施することを目的とし、福祉分野の個別計画における「上位計画」に位置付けられる「青梅市地域福祉計画」とともに、個別計画である「青梅市高齢者保健福祉計画・青梅市介護保険事業計画」、「青梅市障害者計画」、「青梅市障害福祉計画」および「青梅市障害児福祉計画」を改定するとともに、新たに策定した「青梅市重層的支援体制整備事業実施計画」、「青梅市認知症施策推進計画」、「青梅市再犯防止推進計画」および「青梅市成年後見制度利用促進基本計画」を包含した市としては初めての福祉総合計画となっています。



計画期間

各計画の期間は以下のとおりです。なお、変化する社会情勢を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

- 地域福祉計画等：令和6年度から令和11年度までの6か年（令和8年に中間見直しを行います）
- 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画等：令和6年度から令和8年度までの3か年
- 障害者計画：令和6年度から令和8年度までの3か年
- 障害福祉計画・障害児福祉計画：令和6年度から令和8年度までの3か年

	令和5 (2023)	6 (2024)	7 (2025)	8 (2026)	9 (2027)	10 (2028)	11 (2029)
総合長期計画	第7次						
地域福祉計画 (重層的支援体制整備事業実施計画・青梅市再犯防止推進計画・成年後見制度利用促進基本計画)	第5期						
高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画 (認知症施策推進計画)	第9期						
障害者計画	第6期						
障害福祉計画 障害児福祉計画	第7期・第3期						

今後子どもの計画を地域福祉計画に包含するよう検討していきます。

福祉共通理念

地域福祉総合計画の各計画における共通の理念として、

多様性を認め合い、
みんなが健やかに暮らせるまち

を定めます。

最上位計画である「第7次青梅市総合長期計画」との整合を図り、3つの基本理念のうち、「多様性を認め合い、みんなが健やかに暮らせるまち」を本計画共通の理念として定め、全ての人が尊重し合い、一人ひとりが元気に活躍できる、地域共生社会の実現を目指します。



あいさつから始めてみましょう。
地域の人とつながり、その輪が
大きくなります。



他人事も自分のこととして考えて、
声かけや見守りをしてみましょう。



地域には困っている人を助けるために
活動している人がたくさんいます。
もし、地域に困っている人、気になる人がいたら、
そのような人に伝えてくれるだけでも構いません。
自分一人で解決しようと思わなくても大丈夫です。

困っていることや地域で気になっていることが
あれば、身近な人に話してみましょう。



何かやってみたいという方は、
はじめての一步を踏み出してみましょう。



地域で活動する様々な主体が連携し、困っている方
を支援することで、みんなが暮らしやすい地域づくり
につながります。

地域にはたくさんの活動があり、
新たなつながりが生まれます。
ちょっとしたことでも、誰かの手助けに
つながることもあります。

青梅市における包括的な福祉相談支援体制



地域福祉コーディネーター
地域福祉を支援するため、専門的な対応が必要な事例の対応、ネットワークづくり、地域に必要な資源開発を行う。



青梅市相談支援包括化推進員
複雑化・複合化している地域住民が抱える課題を解決するため、地域福祉コーディネーターとともに各相談支援機関と連携し、必要な支援をコーディネートする。

【現状】

- *どこに相談していいかわからない
- *市役所は遠い、行きづらい



支援が届いていない人

包括的相談支援事業

【新設】

- *身近な福祉総合相談窓口(地域型)
- *各地域の市民センター11か所に設置
- *それぞれ地域福祉コーディネーターを配置
- *必要な相談機関等へつなぎます

※属性を問わない包括的な相談支援を行います



介護

障害

こども

生活困窮

その他関係部署
社会福祉協議会

連携

アウトリーチ等事業



地域づくり事業



連携

複雑化・複合化した課題を抱えた相談

多機関協働事業等

- 支援会議・重層的支援会議の開催
- 支援プランの作成



民生委員・児童委員

NPO 法人等

幼稚園・保育所

小学校・中学校

立川児童相談所

西多摩保健所

保護司

医師

病院

社会福祉事業者

社会福祉協議会

警察

公共職業安定所

etc.

対象分野	設置形態	運営形態	主な相談機関
介護	基本型	委託	・地域包括支援センター(5か所)
障害	基本型	委託 直営	・障がい者サポートセンター ・障がい者福祉課窓口
こども	基本型	委託 直営	・子育て支援センター「はぐはぐ」 ・こども家庭センター
生活困窮	基本型	直営	・地域福祉課(生活自立支援)窓口

対象分野	実施事業	運営形態	主な実施体制
介護	地域介護予防活動支援事業	直営	高齢者支援課
	生活支援体制整備事業	委託	生活支援コーディネーター(5か所)
障害	地域活動支援センター事業	委託	障がい者サポートセンター
こども	地域子育て支援拠点事業	委託	子育てひろば(16か所)
生活困窮	生活困窮者支援等のための	直営	地域福祉課
	地域づくり事業	委託	地域福祉コーディネーター(11か所)

地域福祉計画

基本理念

みんなが顔見知りのまち

～誰もが地域の中に居場所があり、権利と尊厳が守られ、孤立することなく、

自分らしく安心して暮らすことができるよう、地域全体で見守り、支え合うまち 青梅～

誰もが地域の中に居場所があり、権利と尊厳が守られ、孤立することなく、自分らしく安心して暮らすことができるよう、地域全体で見守り、支え合う「みんなが顔見知りのまち」を地域福祉計画の基本理念とします。

主体である市民の皆様をはじめ、多くの地域の関係者の方々の御理解と御協力なくして「地域共生社会」の実現はありません。市民や各関係団体、行政が共に手を取り合い、一緒になって地域づくりを進めていきましょう。

青梅市長 大勢待 利明



取り組むこと

基本目標1 顔見知りの関係づくり

●基本方針

- (1) 福祉意識の醸成
- (2) 地域の居場所・活躍の場づくり
- (3) 見守り・防犯体制の充実
- (4) 快適なまちづくりの推進

●主な施策

- ・インクルーシブ理念と福祉意識の啓発
- ・介護、障害、子育て、生活困窮などの分野に関わらない多世代交流
- ・子ども食堂の推進

基本目標2 多様な主体による支え合い活動の推進

●基本方針

- (1) 地域活動の担い手となる人材育成
- (2) ボランティア等の社会福祉活動支援
- (3) 防災体制の充実

●主な施策

- ・市民講座の実施、シンポジウムの開催
- ・民生委員・児童委員の活動支援
- ・避難行動要支援者の支援

基本目標3 包括的な支援体制の整備・強化

●基本方針

- (1) 包括的な相談支援体制の充実
- (2) 複合化した地域課題を解決するための体制づくり
- (3) サービス提供事業者への支援等
- (4) 権利擁護や成年後見制度の推進

●主な施策

- ・身近な福祉総合相談窓口の設置
- ・受け入れた相談のうち、解決が難しい事例は、適切な相談支援事業者や各種支援機関と連携を図りながら支援を実施
- ・ひきこもり問題に関する相談支援事業
- ・青梅市社会福祉協議会と連携し、成年後見制度の周知と活用の促進を実施



青梅市再犯防止推進計画

犯罪をした人の中には、貧困や疾病、障害、薬物への依存、家庭機能不全、学校の中退・退学など様々な生きづらさを抱えている人がいると指摘されています。また、十分な支援を受けられないまま再度犯罪に手を染めてしまう、再犯者率は高い傾向にあり、なかでも窃盗犯の再犯者率は5割を超えている、つまり2人に1人は再び犯罪を犯してしまっている状況にあります。

そのため、地域と一体となって犯罪の未然防止に取り組むとともに、犯罪をした人が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、生活困窮者自立支援法にもとづく自立支援制度による就労や住居の確保のための支援等を行います。

また、重層的支援体制整備事業や孤独・孤立対策推進法における相談支援、地域との連携による支援体制を構築し、福祉等の各種行政サービスを必要とする人、とりわけこうしたサービスへのアクセスが困難である人に対する適切なサービス提供を目指します。

- ①就労・住居確保に向けた支援
- ②福祉・保健医療サービス利用促進
- ③学校等と連携した修学支援
- ④犯罪をした者等への特性に応じた効率的な指導
- ⑤更生保護にかかわる民間協力者の活動の促進
- ⑥地域による包摂の推進
- ⑦再犯防止に向けた基盤の整備等

青梅市成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度は、認知症や知的・精神障害等によって物事を判断する能力が十分でない人の財産や生活、権利を守る重要な制度です。

制度の利用を考慮すべき人や権利擁護支援の必要な人が、継続して尊厳のある本人らしい生活を送ることができるよう、地域の気づきを促す制度の普及啓発や、サービスの利用支援、市民後見人等の育成とともに、それらを地域の多様な主体が連携して一体的に推進する、地域連携ネットワークの強化に取り組みます。

また、成年後見制度の利用促進に当たっては、地域の多様な主体が連携して地域の課題に取り組むという、重層的支援体制整備事業と共通点を持っており、双方を効果的に推進するため、関係する部局や支援関係機関の相互理解にも努めます。

- ①周知・啓発の取組、相談窓口の充実
- ②後見人の養成および活用支援
- ③地域連携ネットワークの構築



高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

基本理念

高齢者がいきいき暮らすまち

第7次青梅市総合長期計画では、高齢者福祉の充実により、「年を重ねても生きがいや役割を持ち、人や地域とのつながりを保ちながら、できるだけ住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らし続けることができる、高齢者がいきいき暮らすまち」を目指すこととしています。本計画は、この基本理念の実現に向けて、以下の3つの基本目標に向けた施策の推進を図るものです。

取り組むこと

基本目標1 「支える側」「支えられる側」の枠組みを超えていきいきと過ごせる暮らしづくり

●基本方針

- (1) 生きがいづくり・介護予防等の推進
- (2) 住民主体の生活支援の推進
- (3) 介護人材の確保等、事業者への支援

●主な施策

- ・健康増進ポイントアプリ活用事業
- ・高齢者移動支援補助事業
- ・介護人材確保事業の実施
- ・介護サービス事業所のICT化促進支援



基本目標2 安心して暮らせる地域づくり

●基本方針

- (1) 安全・安心なまちづくり
- (2) 認知症に関する支援の充実

●主な施策

- ・高齢者虐待の防止や対応に向けた体制整備
- ・涼み処開設事業
- ・認知症サポーター養成講座
- ・介護予防・認知症講演会
- ・認知症カフェの普及



青梅市認知症施策推進計画

認知症の対策を進めるにあたっては、すべての認知症の人が、自分らしく、日常生活や、人とのかかわりを大切にしながら生きていくことが出来る社会（共生社会）を実現することが求められます。当市ではこの共生社会を実現するために、下記の取り組みを進めていきます。

- ①認知症の人に関する市民の理解の増進等
- ②認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進
- ③認知症の人の社会参加の機会の確保等
- ④認知症の人の意思決定の支援および権利利益の保護
- ⑤保健医療サービスおよび福祉サービスの提供体制の整備等
- ⑥相談体制の整備等
- ⑦研究等の推進等
- ⑧認知症の予防等

基本目標3 持続可能な福祉の仕組みづくり

●基本方針

- (1) 地域包括ケアシステムの深化
- (2) 介護保険サービスの充実と適正運営

●主な施策

- ・フレイル予防に関する普及・啓発
- ・介護予防教室
- ・介護予防リーダー養成事業
- ・地域介護予防活動支援事業



介護保険のサービス等について

介護給付・予防給付

介護保険で受けられるサービスは、大きく分けて居宅サービス・地域密着型サービス・施設サービスがあります。

居宅サービス

介護が必要な高齢者の自宅にヘルパーが来て、食事や生活のお手伝いをしてくれる「訪問介護」、日帰りで施設に通って体操・運動を行う「デイサービス」など、主に自宅で暮らしながら受けるサービスです。

地域密着型サービス

居宅サービスよりも小規模なサービス形態で、原則として市民の方のみが利用でき、少人数のデイサービスや、少人数で共同生活を行う認知症対応型のグループホーム、また、定額制のサービスなどがあることが特徴です。

施設サービス

自宅での生活が難しくなった方が、特別養護老人ホームなどの施設で暮らしながら受けるサービスです。

地域支援事業

また、要支援1・2の方や、要介護・要支援の認定を受けていない方を対象として、要介護状態や要支援状態となることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する、地域支援事業を実施します。

介護予防・日常生活支援総合事業

要介護状態にならないよう予防し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、自宅にヘルパーが訪問して介護や家事援助を行ったり、日帰りで施設に通ってレクリエーションを行うなど、生活支援のサービスを提供します。

また、要介護認定を受けていない方を含めたすべての高齢者を対象として、体操等の通いの場や、講演会や教室など、介護予防についての普及・啓発を行います。

包括的支援事業、任意事業

地域包括支援センターを設置し、高齢者のさまざまな相談や、権利を守る事業、介護予防のための支援を行います。また、地域包括支援センターと連携し、地域の支え合いのための仕組みづくり、認知症支援の充実などを行います。（包括的支援事業）
家族を介護する方へ介護に関する教室を開いたり、介護サービス利用者に対し、施設や自宅への相談員の訪問などを行います。（任意事業）

介護保険料の設定

介護保険で受けられる居宅サービス・地域密着型サービス・施設サービスや、地域支援事業費の費用は、国・都・市の負担金に加え、介護保険料などで構成されています。第1号被保険者（65歳以上）の介護保険料については、介護サービスの利用の見込みを踏まえて、必要な費用を確保できるように3年ごとに見直されます。介護保険料の金額は、各市区町村によって異なりますが、青梅市の令和6年度から8年度までの介護保険料については、以下のとおりです。

青梅市の介護保険料（令和6年度から8年度まで）

課税状況	所得段階	保険料率	年間保険料
世帯全員が市民税非課税の方	第1段階	基準額×0.28	19,400円（月額1,600円）
	第2段階	基準額×0.48	33,400円（月額2,800円）
	第3段階	基準額×0.68	47,300円（月額3,900円）
本人が市民税非課税かつ世帯員が市民税課税の方	第4段階	基準額×0.90	62,600円（月額5,200円）
	第5段階	基準額	69,600円（月額5,800円）
介護保険料を支払う本人が市民税課税の方	第6段階	基準額×1.20	83,600円（月額7,000円）
	第7段階	基準額×1.30	90,400円（月額7,500円）
	第8段階	基準額×1.50	104,400円（月額8,700円）
	第9段階	基準額×1.70	118,300円（月額9,900円）
	第10段階	基準額×1.90	132,200円（月額11,000円）
	第11段階	基準額×2.10	146,100円（月額12,200円）
	第12段階	基準額×2.30	160,000円（月額13,300円）
	第13段階	基準額×2.40	167,000円（月額13,900円）
	第14段階	基準額×2.50	174,000円（月額14,500円）
	第15段階	基準額×2.60	180,900円（月額15,100円）
	第16段階	基準額×2.70	187,900円（月額15,700円）

※月額についてはおおよその金額を記載しています

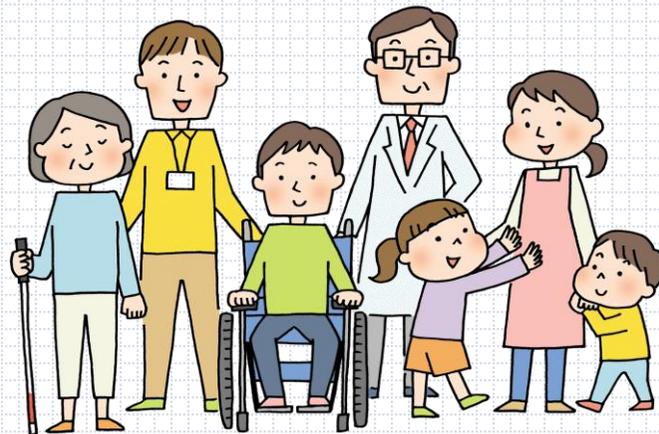
障害者計画

基本理念

インクルーシブ社会が実現するまち

～違いを認め合い、その人らしく暮らせる共生のまち 青梅～

- 障害の有無にかかわらず、その人らしく、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域共生社会の形成を図ることが重要です。
- 本市では、障害に対する理解促進、療育・教育の支援、就労支援等に取り組むとともに、障害福祉サービスの基盤整備を推進してきました。
- 令和3年には、「障がいのある人も障がいのない人もその人らしく暮らせる共生のまち青梅市条例（青梅市障害者差別解消条例）」を制定し、障がいのある人も障がいのない人も同じ地域社会の一員として、互いに尊重し合い、支え合いながら、いつまでも安全に、安心して心豊かに暮らせる青梅市を目指して、取組を進めます。



取り組むこと

基本目標1 障害に対する理解促進・差別解消

●基本方針

- (1) インクルーシブの推進
- (2) ボランティア活動の促進
- (3) 福祉のまちづくりの推進
- (4) 防災・防犯対策の充実

●主な施策

- ◆多様なコミュニケーション手段の確保
- ◆福祉に関する教育の充実
- ◆公共建築物等のバリアフリー化の促進
- ◆ユニバーサルマナーの推進
- 避難行動要支援者の支援

基本目標3 障害特性に応じた療育・教育

●基本方針

- (1) 障がい児支援の体制の確保
- (2) 切れ目のない支援体制の整備

●主な施策

- ◆児童発達支援センターの設置
- ◆就学相談等の充実
- ◆障害に応じた教育の充実
- ◆切れ目のない療育ネットワークの構築
- ◆家族支援の促進

基本目標2 生活支援・サービス・相談支援体制の充実

●基本方針

- (1) 情報提供・相談支援の充実
- (2) 障害福祉サービスの充実
- (3) 保健・医療の充実
- (4) 経済的自立の支援
- (5) 住居の確保
- (6) 支援ネットワークの整備

●主な施策

- ◆障がい者サポートセンターの充実
- ◆基幹相談支援センターの設置
- ◆障がい者の権利擁護の推進
- ◆障害福祉サービスの充実と周知啓発
- ◆成年後見制度の利用促進
- ◆地域生活支援拠点の整備

基本目標4 就労支援・居場所づくりの推進

●基本方針

- (1) 学習・文化・スポーツ活動の振興
- (2) 交流機会の拡大
- (3) 就労の促進

●主な施策

- ◆文化・芸術活動への参加機会、活動成果の発表の場づくり
- ◆スポーツの機会の拡充
- ◆イベント等の充実による交流機会づくり
- ◆地域づくり事業
- ◆就労支援センターの支援力強化
- ◆障がい者就労の促進

地域づくりを進めるために

地域づくりを推進していくためには、行政だけではなく、地域の様々な人がそれぞれの役割を果たしながら、連携して取り組むことが大切です。

市民



- 地域の問題に関心を持ち、地域の担い手として行動してみましょう
- 日常的に近隣同士と交流しましょう
- 地域行事やボランティア活動等に積極的に参加してみましょう

青梅市社会福祉協議会



- 一人ひとりのニーズを受け止め、支援を行うとともに、地域全体の課題として解決をはかる仕組みづくりに取り組んでいます
- 地域住民をはじめ、行政、福祉、医療、ボランティア等のネットワークの構築に大きな役割を担っています

NPO・
ボランティア団体、自治組織



- 地域の様々な団体が連携を図り、公的サービスのみでは対応が難しい地域の問題に積極的に対応することが重要です

サービス提供事業者・
企業



- サービスの情報提供や、質の向上に取り組んでいます
- 市民参加の支援および福祉のまちづくりへの参画しています
- 募金・活動に対する協賛、地域の一員として福祉活動に参加しています

庁内の関係部署



- 福祉施策の総合的な推進を行います
- 庁内の関係部署との横のつながりを強化していきます

青梅市地域福祉総合計画[概要版]

発行者 青梅市 〒198-8701 東京都青梅市東青梅1-11-1

発行日 令和6年3月

企画編集 青梅市 健康福祉部 地域福祉課

電話番号 0428-22-1111(代表)